

◆この号の内容◆

☆第104回 組合会報告

- ・令和7年度予算のお知らせ～一般保険料率、介護保険料率とも据え置きます～
- ・令和7年度の保健事業等について
- ☆令和7年度 PepUp年間イベント計画について
- ☆令和6年度分の健保補助金申請は4月7日(月)<必着>までです。
- ☆マイナンバーカードの保険証利用登録はお済みですか?
～令和7年12月2日以降は現行の健康保険証は使えなくなります!!～
- ☆無料歯科健診を受診された方は「歯科健康診断書」をご提出ください。

第104回 組合会報告

令和7年2月21日(金)開催の第104回組合会において、令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の予算と事業計画等が議決されました。

以下に令和7年度予算と事業計画のポイントを記載いたします。

1. 一般保険料率と収入支出について

令和7年度予算は、被保険者数は各事業所の要員計画等を反映させ前年見込比101.5%の4,580名、標準報酬月額、前年見込比100.9%の341,230円を算定基礎としました。

単年度収支を経常黒字とするには保険料率の引き上げが必要な状況ですが、令和4年度と令和5年度において標準報酬月額の増加に加え、賞与からの保険料収入が予算を大きく上回り、黒字となり、別途積立金が増加していることから、令和7年度は赤字部分を別途積立金で補填し、令和7年度においても**一般保険料率は9.1%に据え置く**こととしました。これにより経常収支は3億1,200万円の赤字予算となります。 ※収入支出の詳細は2ページに記載

2. 介護保険料率と収入支出について

令和7年度の国から提示された介護納付金の概算負担率は、1.9%となっていますが、前年度の介護保険料収入が当初の見込より多く、それにより繰越金が発生し、令和7年度介護納付見込金を賄えることから、**介護保険料率も前年と同率の1.7%に据え置く**こととしました。 ※収入支出の詳細は2ページに記載

3. 令和7年度の保健事業について

健保組合では、事業主、被保険者、労働組合の代表各2名と、医療専門家で構成する「健康管理事業推進委員会」において、令和7年度における保健事業について議論、取りまとめを行い、理事会に答申し、第104回組合会にて承認されました。

令和7年度は昨年令和6年度に策定した「第3期データヘルス計画(令和6年度～11年度)」の2年目であるため、基本的には令和6年度の事業を継続することとし、以下の小規模な見直しを行うこととしました。

(1) 被扶養者の特定健診受診率の向上

「定期的に通院しているから」という理由で特定健診を受けないという対象者の対策として、かかりつけ医に通院時の検査結果を特定健診結果として提供してもらう「かかりつけ医みなし健診事業」(業務委託)により受診率アップを図ります。

(2) セルフメディケーション※通知の実施

過去に花粉症の薬を処方された人を抽出し、その対象者にスイッチOTC医薬品(医師により処方される医療用医薬品のうち、安全性が高く市販薬に転用された医薬品)の案内を行い、スギ薬局の店頭及びECサイトで、30%オフで購入できるクーポンを付けることにより利用促進を図ります。

※セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること(WHO定義)

(3) 「崖っぷち通知」(仮称)の実施

令和6年度に予定していた「血圧に特化した若年層の重症化予防」事業が、業務委託先の事情により中止となりました。「崖っぷち通知」はこれに代る事業として、年齢を問わず体重があと2kg増えたら「特定保健指導」の対象となる人に対して注意喚起を促す取組で、これから特定保健指導対象者になりそうな被保険者を対象にさせないことを目的に実施します。

(4) オンデマンド健康セミナーの休止

ヘルスリテラシーの向上を目的に2年間実施してきましたが、予算の関係で毎月の開催ができていないこともあり、習慣化が難しく視聴数が低下していることから、令和7年度は一旦中止することとしますが、健保連等で実施するセミナー情報はホームページやPepUPで積極的に情報提供していきます。

(5) 無料歯科健診の受診者の拡大

令和6年度において、無料歯科健診を受けて結果票を健保に提出した人に1,000Pepポイント/回(年2回まで)のインセンティブを付けて歯科健診の受診拡大を図る取組を行った結果、受診者は前年度(10名)を上回る状況(12/未現在33名)となっています。

令和7年度は更なる受診者の拡大を目指し、歯科問診の「ハミエル」とセットでの受診を促し、**1,500Pepポイント/回(年2回まで)のインセンティブ**を付ける取組を行い、更なる受診者の拡大を図ります。

(6) ロコモティブシンドローム対策

平均年齢が高くなっている状況にあって、ロコモ*の認知度を高め、若い人でも若いうちから対策をとってもらえるよう、厚労省の「スマートライフプロジェクト」のロコモ特設ページを健保ホームページにリンクさせるとともに、視聴アンケートも実施しながら、この取組を毎年ブラッシュアップしていくこととします。

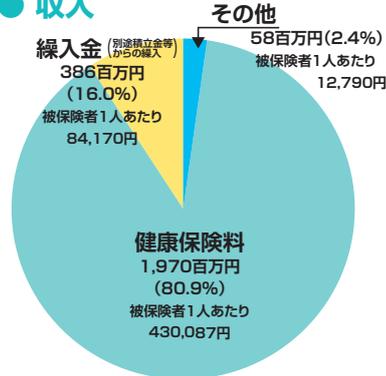
※ロコモとは、「ロコモティブシンドローム」の略で、英語で移動を表す「ロコモーション(locomotion)」、移動能力があることを意味する「ロコモティブ(locomotive)」からつくられた言葉で、運動器の障害や衰えによって歩行困難など要介護になるリスクが高まる状態の事。

令和7年度 予算

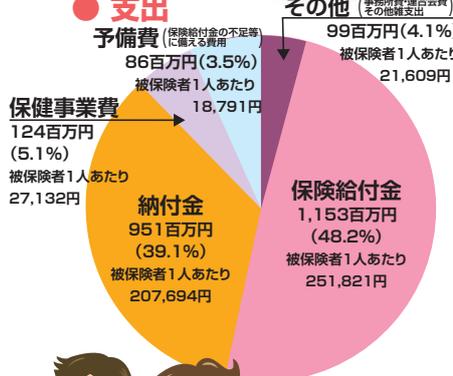
● 一般勘定(健康保険)

健康保険料率は9.1%に据え置き

● 収入



● 支出



収入支出総額 2,414百万円 被保険者1人あたり 527,047円
 經常収支 ▲312百万円 被保険者1人あたり ▲68,038円
 = 經常収入1,986百万円—經常支出2,298百万円

予算の基礎数値(一般勘定)

被保険者数: 4,580名
 平均標準報酬月額: 341,230円
 総標準賞与額: 3,551,748千円
 被保険者平均年齢: 46.2歳
 前期高齢者加入率: 4.40%

主な収入

●健康保険料
 健康保険組合の収入のほとんどは、当健康組合に加入されている被保険者と事業主からの毎月の給与と賞与からおさめていただく保険料です。
 ※任意継続被保険者の皆様は全額ご負担いただいております。

主な支出

●保険給付費

保険給付費とは、みなさまがお医者さんにかかったときの自己負担(通常3割)以外の医療費で、健保組合が負担しています。出産や傷病時の各種手当金なども保険給付費に含まれます。

令和6年度の保険給付費は、薬剤費、高齢者療養費、傷病手当金が前年を大きく上回り、トータルでは5,000万円ほど増加する見込みです。令和7年度においては、加入者を微増と見込み、前年見込みを若干上回る11億5,300万円(前年見込比100.4%)を計上しました。なお、みなさまが「マイナ保険証の利用」、「おくすり手帳の持参」、「ジェネリック医薬品の使用促進」、健診・特定保健指導(対象となった方)を受けて「健康管理・疾病予防や生活習慣の改善」に努めていただければ、支出を減らすことができる費用です。是非ご協力をお願いいたします。

●保健事業費

みなさまの健康づくりを推進するための費用です。令和6年度から始まった「第3期データヘルス計画」の2年目であり、基本的には令和6年度の事業を継続しつつ、諸物価の値上げを反映した計画とし、1億2,400万円(前年見込比103%)を計上しました。(保健事業の内容については1ページをご覧ください。)

また、平成30年度から特定健診(健康診断)・特定保健指導の実施率の低い健保に対しては後期高齢者支援金の加算というペナルティーが強化(最大10%の加算)されていますが、引き続き加算の対象とならないよう事業主との連携を図りながら健診未受診者への受診勧奨(特に被扶養者)、メタボでリスクのある人への特定保健指導の推進(辞退者の削減)、等の最低限の取組は実施していきますので、対象となった方は是非ご協力をお願いいたします。

●各種納付金

令和7年度は65歳~74歳の医療費(前期高齢者納付金)として3億5,600万円(過年度精算分の加算を見込み、前年見込+1億6,200万円)、75歳以上の医療費(後期高齢者支援金)として5億9,500万円(過年度精算分の支払いを見込み、前年見込差+1,700万円)で、納付金計では、9億5,100万円(前年見込比123.4%)を国に納付します。

前期高齢者納付金は、当健保の65歳~74歳の加入者の年間医療費に比例して算定されますので、その年代の方が健康で疾病予防に努めていただき医療費が安く済めば減額が可能です。

また、保健事業費のところに記載のように、特定健診・特定保健指導の実施率等により後期高齢者支援金が増減される仕組みが導入されています。

今後も、本人・被扶養者とも健康診断を100%受診いただくとともに、特定保健指導の対象となった方は必ず受けて改善していただくようお願いします。

● 介護勘定(介護保険)

介護保険料率も、1.7%に据え置き

健康保険組合では、市区町村に代わり、40歳以上の人の介護保険料を徴収しています。



予算の基礎数値(介護勘定)

介護保険第2号被保険者数: 3,440名
 介護保険特定被保険者数: 50名
 平均標準報酬月額: 366,400円
 介護保険料率: 1.70%

● 収入・支出予算 346百万円

収入内訳

・徴収保険料: 265百万円(76.6%)
 ・繰越金: 51百万円(14.7%)
 ・繰入金: 30百万円(8.7%)

支出内訳

・納付金: 315百万円(90.9%)
 ・積立金: 30百万円(8.7%)
 ・還付金・予備費: 1百万円(0.4%)

シエア

令和7年度 PepUp年間イベント計画について

－ イベントに参加してポイントを獲得しましょう!! －



ポイントも
たまる

当健保では、PepUpの利用を生活習慣としていただき、ご自身の健康に関心を持ち、生活習慣病の予防・改善に向けた行動をとっていただくため、令和7年度も以下の各種イベントを実施します。

参加すると、アマゾンポイントや商品と交換できるPepポイントがもらえますので奮ってご参加ください。

年間最大4,000P超
獲得のチャンス!!

イベント名	イベント内容	実施期間	ポイント付与基準	ポイント付与日
日々の記録	「日々の記録」欄からご自身の体調3項目を毎日記録	6/1～6/30	3項目(体重、血圧、体温)×30日で最大90ポイント	即日
健診数値改善チャレンジ	2025年度に受けた健康診断の結果が良かった方にポイント付与	2025年4月～ 2026年3月までに 受診の定期健診、 人間ドックなどを 対象	1. 健康年齢が実年齢より1歳若い：10ポイント×最大10歳、 2. BMI、3. 収縮期血圧、4. 拡張期血圧、5. 空腹時血糖、 6. HbA1c、7. 中性脂肪、8. HDLコレステロール 9. LDLコレステロール、10. γ-GTP、11. ALT(GPT)、 12. AST(GOT)の各健診項目がA判定：@10ポイント 各項目合わせて最大210ポイント	健診数値 反映後、 翌15日
健康クイズ	健康に関するクイズに全問正解するとポイント付与	8月1日～8月31日	1. 食生活、2. 身体活動と運動、3. 睡眠とメンタルヘルス、 4. がん、5. オーラルケア、6. トレンド、の6カテゴリー各5問、 計30問にチャレンジ。(何度でもチャレンジ可) 1カテゴリー5問全問正解で20ポイント×6カテゴリーで120ポイント。 全カテゴリー正解するとボーナスポイント+80ポイント。 最大で200ポイント	9月25日
「ふれんどウォーク」(PepUP主催のウォーキングラリー)	「ふれんどウォーク」	初めての方のみ エントリーが必要 です。	Pep Upのユーザー全員が参加できるウォーキングラリーで、 1日につき5,000歩で1ポイント、8,000歩で2ポイント、1万歩で 3ポイントが、翌日ご褒美を掘ることによりもらえます。	即日
ウォーキングラリー	個人及びチームで競う 個人目標： 10,000歩/1日平均 チーム目標： 8,000歩/1日平均	春季： 5/1～5/31 秋季： KNT健保等との 対抗戦は検討中	各季とも 参加者全員：100P 個人目標達成：500P チーム目標達成：400P ※新たな賞も検討しています。	春季： 6月頃 秋季： 12月頃
体重測定チャレンジ	1日1回「体重」を記録	2025年12月15日～ 2026年1月14日	20日以上体重記録で500ポイント	2026年 1月下旬

※上記以外にも、PepUpに記載された記事を読むとポイントがもらえるものもありますので、チェックしてください。

令和6年度分の健保補助金申請は4月7日(月)まで(必着)です

健保組合で行なっている「契約スポーツクラブ」「各種体育行事」「がん検診」「禁煙治療」等の令和6年度分(令和7年3月31日利用分まで)の補助金申請は、4月7日(月)健保到着分までです。

3月は健保組合の年度末のため、4月7日(月)締めで、4月25日の給与に含めて支給しますので申請遅れのないようご注意ください。

なお、支給状況は「給与明細」にてご確認ください。(任意継続被保険者の方は補助金請求書に記載いただいた銀行口座に振り込みとなります。)

なお、インフルエンザ予防接種に対する補助金申請は1月末で終了しております。



マイナ保険証の利用登録はお済みですか？

～ 令和7年12月2日から現在お持ちの健康保険証は利用できなくなります～

令和6年12月2日から、新規の健康保険証は発行をやめ、マイナンバーカードと健康保険証が一体の『マイナ保険証』へ移行されています。

暫定措置として、令和7年12月1日までは健康保険証（カード）も使用することができますが、令和7年12月2日からは使用できなくなります。

当健保組合の加入者（被扶養者を含む）の、マイナ保険証の登録率は73.6%（2/1時点）です。

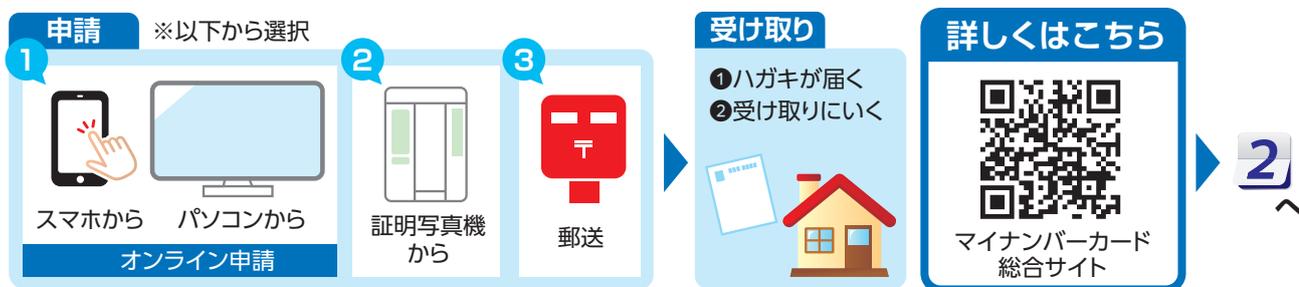
まだ、マイナ保険証の利用登録をされていない方は、9月末までを目途に利用登録をお願いいたします。

※止むを得ず「マイナ保険証」の利用登録をされない方へは、「資格確認書」（紙製・はがきサイズ）を11月頃に交付します。



★まだ、「マイナ保険証」を持っていない方は……

1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得



2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。



「無料歯科健診」を受診された皆様へのご案内……

現在「無料歯科健診受診キャンペーン」を実施しており、受診者は1,000Pepポイントがもらえますが、それには、「歯科健康診断票」のコピーを健保組合に送付いただく必要があります。

無料歯科健診を受診いただいているが、「歯科健康診断票」のコピーを提出されていない方がいると思われるので、まだ提出していない方は**4月7日（月）**までに提出してください。

期限を過ぎた場合には、ポイント付与されませんので、ご注意ください。

